

各学校長 様

教育政策課長 中元 正人
スポーツ振興課長 村上 和博

「熊本蔓延防止宣言」に伴う熊本市立学校施設使用について（通知）

令和3年（2021年）4月25日に「熊本市医療非常事態宣言」が発出され、市民の感染拡大防止対策として市有施設は基本的に休館とされ、学校施設についても新たな使用申請の受付を中止する措置を行ったところです。そのような中、同年5月7日には熊本県独自の「熊本蔓延防止宣言」が発出されたことを踏まえ、学校施設使用について下記のとおり取り扱う方針としましたので通知します。

各学校長におかれては、遺漏なきようご対応願います。

記

1. 学校施設使用について

(1) 屋内施設（体育館及び教室）の使用は、令和3年（2021年）5月12日から5月31日までの期間、学校体育団体・競技団体・文化団体が主催・共催する公式大会（以下、「公式大会」という。）を除き、使用を中止とします。

各学校におかれては、使用者へその旨ご案内いただきますようお願いいたします。

ただし、公式大会についても、使用者に施設使用の自粛要請を行ってください。

また、上位大会の日程等により開催の自粛・延期ができない場合であっても、使用に際しては、規模縮小や観客制限の検討及び選手や係員、観客の検温、マスク着用の徹底等を主催者へ依頼していただくようお願いいたします。

(2) 屋外施設（運動場）の使用については、使用の中止を行いませんが、急速に感染拡大している状況を踏まえ、申請者へ使用の自粛を要請してください。

2. 夜間開放事業について

午後8時以降の不要不急の外出自粛に合わせ5月12日～5月31日までの期間は、屋内屋外を問わずすべて使用中止となります。

学校以外の市有施設も原則同様の取り扱いとなります。

利用予定者からお尋ねがあった場合は、スポーツ振興課をご案内ください。

3. 施設使用料の還付について

学校施設使用料の還付については、令和3年（2021年）4月23日付教政発第72号をご確認ください。夜間開放事業分は、スポーツ振興課をご案内ください。

4. 6月以降の施設使用の取扱いについて

今回の措置は、5月31日までの取扱いとなりますが、今後の感染状況によっては、対象期間が延長となる場合が見込まれます。

従って、6月以降で、既に予約を受け付けているものについても、屋内屋外を問わず、一旦使用を中止としていただきますようお願いいたします。

6月以降の使用に係る予約等の再開については、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況や市有施設の対応状況等を確認のうえ、改めてお知らせします。

5. その他

学校施設使用の予約については、予約受付の開始日など学校長の判断において行っていただいているところです。

しかし、このことについては、一部の利用者から市内の学校でそれぞれ異なっていることに対し、統一すべきでないかとのご意見もあるところです。

このような状況や新型コロナウイルス感染症への対応を鑑み、今後、教育委員会にて予約受付開始日の統一等を含めた見直しを進めることとしており、検討後の取扱いについては、改めて各学校へ通知を行う予定としています。

問い合わせ先

- 学校施設使用に関すること
教育政策課 328-2704
- 夜間開放事業に関すること
スポーツ振興課 328-2724